

通達甲（交．総．教）第8号
平成17年5月23日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

警視庁交通安全教育指導員運用要綱の制定について

〔沿革〕平成20年3月通達甲（副監．警．人1．企1）第8号

24年3月同（副監．警．教．術3）第7号

27年3月同（副監．警．人1．企1）第10号改正

このたび、別添のとおり、警視庁交通安全教育指導員運用要綱を制定し、平成17年5月23日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

交通安全教育指導員の適正かつ効果的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

第2 制定の要点

- 1 交通安全教育指導員の任務を定めた。
- 2 交通安全教育指導員の活動及び活動上の留意事項を定めた。

別添

警視庁交通安全教育指導員運用要綱

第1 目的

この要綱は、交通安全教育に係る業務に従事する一般職非常勤職員（以下「交通安全教育指導員」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

交通安全教育指導員の運用については、警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）、交通安全教育実施要綱（昭和43年8月10日通達甲（交．総．教）第167号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の意義

この要綱において、交通安全教育とは、交通事故を防止するために、交通社会に参加するすべての者に対して、交通安全に関する思想及び知識の普及と、これを身につけさせ習慣化させるための各種活動をいう。

第4 任務

交通安全教育指導員は、自らの知識、経験等を生かし交通安全教育活動に当たり、交通安全意識の普及及び浸透を図り、交通事故を防止することを任務とする。

第5 交通安全教育指導員の活動内容

1 自治体等と連携した活動

- (1) 高齢者宅への訪問等による交通安全教育
- (2) 児童及び幼児に対する交通安全教育
- (3) 自転車教室、二輪車実技教室等の交通安全教育
- (4) 運転者講習会等の交通安全教育

2 交通安全に関する情報発信

3 交通安全教育の教材及び資料の作成

4 交通安全教育に関する統計事務及び関連資料の整理

5 運転免許証の更新時講習に関する事務

6 その他、交通安全教育指導員の所属する所属長（以下「関係所属長」という。）が必要と認める活動

第6 服務

交通安全教育指導員は、勤務中、端正かつ清潔な服装に心掛けるとともに、警視庁職員証取扱規程（平成9年3月31日訓令甲第6号）第2条に定める職員証を携帯し、相手から身分の表示を求められた場合は、これを提示するものとする。

第7 交通安全教育指導員の勤務等

1 関係所属長は、勤務日を指定するに当たっては、交通安全教育指導員の所属する系の活動業務を勘案し、計画的かつ効果的な運用に努めるものとする。

2 交通安全教育指導員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、関係所属長は、必要により時差出勤を行わせることができるものとする。

第8 交通安全教育指導員の活動服等

交通安全教育指導員は、勤務中、警視庁一般職非常勤職員貸与品規程の運用について（平成27年3月30日通達甲（総.装.被1）第9号）別表第2に定める活動服等を着用しなければならない。ただし、室内で勤務する場合は、活動服上衣及びベストを着用しないことができるものとする。

第9 活動上の留意事項

- 1 交通安全教育指導員は、警察車両の運転に当たっては、交通法規を遵守し、常に安全運転の励行に努めること。
- 2 関係所属長は、警察車両を運転する交通安全教育指導員には、警視庁自動車運転技能検定規程（平成24年3月13日訓令甲第2号）に基づき、普通技能検定に合格した者とみなされた者を充てること。

第10 指揮監督等

関係所属長は、交通安全教育指導員に対して適切な指揮監督を行うとともに、活動内容に必要な各種法令等の指導教養及び倫理教養を計画的に実施するものとする。